

緑区誕生15周年記念 ロゴマーク使用ガイドライン



相模原市 緑区役所

令和7年2月

目次

- 1 はじめに
- 2 作成の趣旨
- 3 コンセプト
- 4 デザイン
- 5 デザインの色指定
- 6 禁止事項
- 7 申請手続など

1 はじめに

このデザインガイドは、「緑区誕生15周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）」を使用するにあたり皆様に守っていただくルールを定めたものです。ガイドラインに従い適切に使用していただくようお願いいたします。なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合などにより、やむを得ずガイドラインに従って使用できない場合は、緑区役所地域振興課まで相談してください。

2 作成の趣旨

平成22年に相模原市が政令指定都市移行したことに伴って緑区が誕生し、令和7年4月に緑区誕生15周年を迎えます。これを記念して、緑区誕生15周年記念冠事業やノベルティグッズなどに使用するロゴマークやスローガンを投票により制作しました。

3 コンセプト

【ロゴマーク】

緑区を象徴する都市と自然をデザインし、区内の魅力を表現しています。

【スローガン】

だれもが笑顔の緑区へ
いっしょに創ろう
すてきな時を
きっと見つかる緑区の魅力
ミウルと一緒に
どこまでも
りそうの未来へ
くるりとつなぐ15周年♡

4 デザイン

■基本形

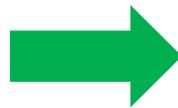
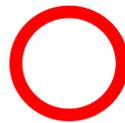


縦横比率はそのままに、サイズ変更は自由

■背景色を入れる場合



デザインがはっきりと視認できる背景色にしてください。



背景色が一部、デザインの色と重なり、デザインが視認しにくい場合等は、白ふちデザインをご使用ください。

4 デザイン

■デザインの配置

「記念ロゴマーク」の図柄と「スローガン」の文字は、それぞれの配置を変えたパターンをご用意しています。用途に合わせてお使いください。

<スローガン上>



<スローガン下>



<スローガン横>

いちごいちえ
緑区15一会 だいすきみどりく♡



5 デザインの色指定

■デザインの色は、カラー、グレースケールの2種類です。

カラー

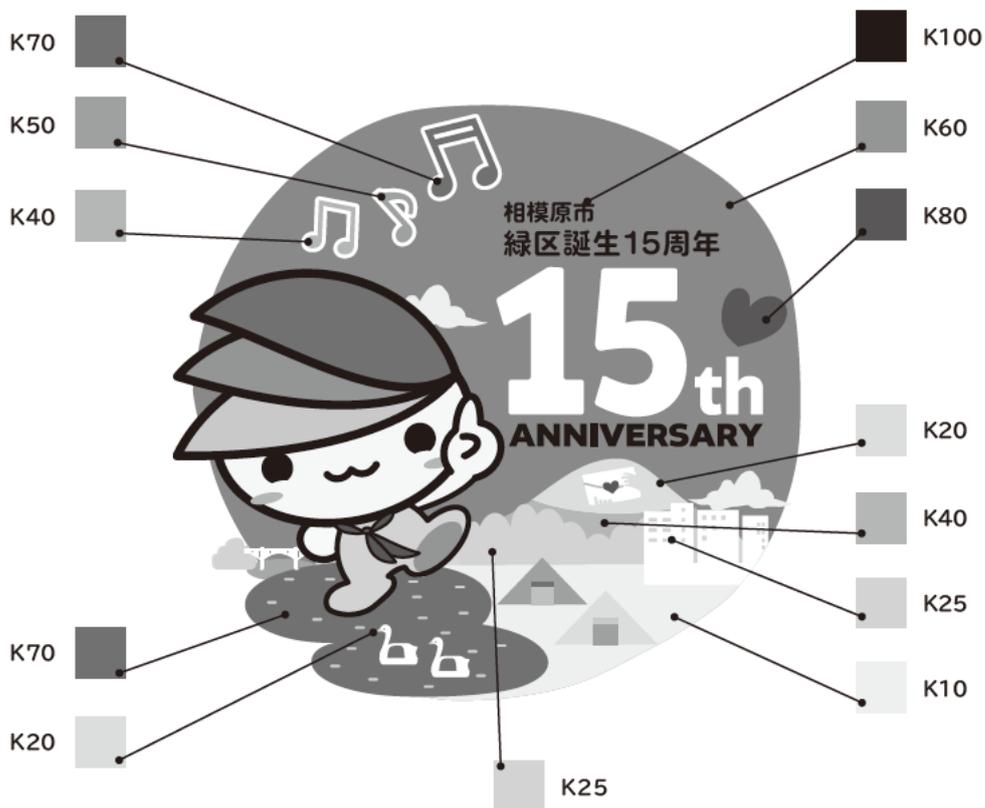
※色の変更不可



5 デザインの色指定

グレースケール

※色の変更不可



6 禁止事項

■ロゴマークを変形、改変して使用しないでください。

【使用禁止の例】



縦横比率を変える



回転させる



デザインを変更する



他の要素を加える

7 申請手続など

- ロゴマークを使用する場合は、使用申請書（第1号様式）を提出してください。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請手続をせず、お使いいただけます。
 - (1) 相模原市緑区誕生15周年記念冠事業取扱要領に基づき実施する相模原市緑区誕生15周年記念冠事業で使用する場合
 - (2) (1)を除き、市及び区が事業を実施する場合
 - (3) 放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合
 - (4) 個人が営利以外の目的で使用する場合
 - (5) その他、区長が認める場合
- 使用承認を決定した場合は、使用承認通知書（第2号様式）、不承認を決定した場合は、使用不承認通知書（第3号様式）を交付します。使用承認に当たり、条件を付すことがあります。
- 承認内容を変更する場合は、使用変更申請書（第4号様式）を提出してください。使用変更承認通知書（第5号様式）を交付します。
- ロゴマークの使用を中止し、または使用承認の条件を満たさなくなったときは、使用中止届出書（第6号様式）を提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、使用を承認できません。
 - (1) ロゴマークの使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合
 - (2) 特定の政治活動及び宗教活動に使用しようとする場合
 - (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - (4) 自己の商標又は意匠として使用する場合
 - (5) 区の品位を傷つけ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれのある場合
 - (6) 定められた使用方法によってロゴマークが使用されないおそれのある場合
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
 - (8) その他、区長がロゴマークの使用を不相当と認める場合
- ロゴマークの使用に関して、このガイドラインを遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしてください。物品に関して、

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他各種法令を遵守してください。区長は、ロゴマークの使用方法が、このガイドラインの違反するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法及びその他各種法令に違反するおそれがあるときは、是正を求めることができます。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとします。

■このガイドライン及び使用承認通知書に記載の承認条件に違反した場合には、使用承認を取り消し、使用承認の取消しを決定したときは、使用承認取消通知書（第7号様式）を交付します。

※承認取消により、使用者等が損害を受けた場合、区はその賠償の責を負いません。

■ロゴマークの使用は無料です。データは、緑区誕生15周年記念ページからダウンロードできます。

■ロゴマークの使用期間は、原則、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、区長が認めた場合はこの限りではありません。

■商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはなりません。

■使用承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはなりません。

■ロゴマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のロゴマークや商標として使用することはできません。

■このガイドラインに定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定めます。

■詳しくは、緑区誕生15周年記念ページをご覧ください！

[緑区誕生15周年記念ページはこちら！](#)



第1号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

相模原市緑区長 へ

申請者 所在地

団体名

代表者名

電話

次のとおり相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークを使用したいので、申請します。

使用目的		
使用方法	※使用見本又は使用案を添付すること	
使用開始日 又は使用期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
連絡先	氏名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

第2号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用承認通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークの使用について、次のとおり承認いたします。

令和 年 月 日

相模原市緑区長

使用目的	
使用方法	
使用開始日 又は使用期間	令和 年 月 日～ 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
担当課	

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークの使用に係る承認条件

- 1 使用承認を受けた事項以外に使用しないこと。
- 2 「緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守すること。
- 3 ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡または貸与しないこと。
- 4 ロゴマークを使用した成果物（完成品又は写真等）を遅滞なく提出すること。
- 5 使用承認を受けた事項に変更が生じる場合は速やかに申請を行うこと。
- 6 使用する必要が無くなった場合は速やかに「相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用中止届出書」を提出すること。
- 7 「緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に違反した場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがあります。
- 8 使用承認が取り消されたときは、取消しを通知した日から使用することができません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、区は一切の責任を負いません。
- 9 ロゴマークの適切な使用を図るため、使用状況、使用した物件の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 10 ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負い、区は一切の責任を負いません。
- 11 その他の条件

--

第3号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークの使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

相模原市緑区長

使用目的	
使用方法	
承認しない理由	
備考	
担当課	

第4号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

相模原市緑区長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者名

電話

令和 年 月 日付け相模原市指令（緑振興）第 号で使用承認を受けた事項について、変更したいので申請します。

		承認を受けている内容	変更する内容
使用目的			
使用方法			
使用開始日 又は使用期間			
変更の理由		/	
連絡先	氏名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	Eメール		

第5号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークの使用変更について、次のとおり承認いたします。

令和 年 月 日

相模原市緑区長

変更する事項

備考

担当課

第6号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用中止届出書

令和 年 月 日

相模原市緑区長 あて

申請者 所在地

団体名

代表者名

電話

令和 年 月 日付け相模原市指令（緑振興）第 号使用承認を受けた相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマークの使用について、使用を中止しますので届け出ます。

使用目的

中止理由

中止時期

令和 年 月 日

連絡先

氏名

電話番号

ファクス番号

Eメール

第7号様式

相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

令和 年 月 日付けで申請のあった相模原市緑区誕生15周年記念ロゴマーク使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

令和 年 月 日

相模原市緑区長

使用目的	
取り消しの理由	
備考	
担当課	

お問い合わせ先

相模原市 緑区役所地域振興課

〒252-5277 相模原市緑区西橋本 5-3-21

緑区合同庁舎 5階

電話 042-775-8801

FAX 042-700-7002

メール g-chiikishinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp